

岐阜工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する細則を次のように定める。

制定 平成27年4月20日

岐阜工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における公的研究費等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する規則(平成27年機構規則第121号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則における「公的研究費等」の定義は、規則第2条に定めるところによる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第3条 コンプライアンス推進責任者は、規則第6条第3項の規定に基づき、本校の副責任者として各学科長、専攻科長、図書館長、各センター長、技術室長及び事務部長を任命し、規則第7条の規定に基づき、その職を公開するものとする。

(研修会等への出席義務)

第4条 本校の教職員は、原則として、本校等(機構本部を含む。)が不正使用を防止するために実施するコンプライアンス教育等に係る研修会等に出席しなければならない。

(相談窓口)

第5条 規則第9条第2項の規定に基づき、本校の相談窓口を下表のとおり設置し、公開するものとする。

公的研究費等に係る事務処理手続に関すること	公的研究費等の使用ルールに関すること
総務課研究協力係	総務課財務係

附 則

この細則は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。